様式３

令和　　　年　　　月　　　日

給水補助加圧装置設置条件承諾書

（あて先）

京都市公営企業管理者

上下水道局長

住　所

申請者

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　（連絡先☎　　　　　　　　　　　　）

　私の申請による建築物に対して、給水補助加圧装置による増圧式給水を受けるに際し、下記事項について承諾します。

記

【承諾事項】

（周知内容）

１　　次のような特徴を理解し、給水補助加圧装置の短所についての苦情や異議等を上下水道局に一切申し立てしません。

⑴　給水補助加圧装置は、建築物全体の給水用具を増圧給水するものでなく、一部の給水用具のみを増圧給水することを承知します。

⑵　停電や故障により給水補助加圧装置が停止した時、または制限給水時等により一時的な断水や、出水不良が生じた時は一部の給水用具が一時使用できないことを承諾します。

⑶　給水補助加圧装置は、受水槽のような貯留機能がないため、上下水道局の配水管工事や突発的な事故等に伴って、一時的に水の使用ができなくなることを承諾します。

⑷　計量法に基づく水道メーターの取替え（概ね８年ごと）及び水道メーターの異常等による取替えに伴う断水について承諾します。

（損害の補償）

２　　給水補助加圧装置の故障等に起因して逆流又は漏水が発生し、上下水道局その他の使用者等に損害を与えたときは、責任を持って補償します。

（定期点検等）

３　　給水補助加圧装置を点検し、善良な管理に努めます。また、機能を適正に保つため、定期点検を行うとともに、必要となる保守点検又は修繕を行います。

（裏面に続く）

（既設配管の使用）

４　　既設の受水槽以下の設備を利用又は一部改造し、適用条件等に適合させたうえで給水補助加圧装置による増圧給水を行った場合において、これに起因する漏水及び赤水等が発生したときは、申請者の責任において解決します。

（建築物の用途変更等）

５　　当該建築物の用途変更等、著しい変更が生じたときは、上下水道局に連絡し、指示に従います。

（建築物の譲渡等）

６　　建築物の譲渡又は賃借を行うときは、譲渡又は借受人に通知し、その承諾を得ます。

（条例及び基準の遵守）

７　　計画並びに設計及び施工上の必要な事項については、京都市水道事業条例及び京都市公営企業管理者上下水道局長の規定する要領等の基準を遵守します。